

大阪市水道局告示第61号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和6年10月17日

大阪市水道局長 谷 川 友 彦

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社中正	大阪府寝屋川市打上元町7番1号	令和6年 9月30日
杉山設備株式会社	大阪府茨木市目垣1丁目7番24号	
株式会社三晃	大阪府大正区北村1丁目2番17号	
株式会社エヌ・アイ・エンジ	大阪府鶴見区諸口2丁目12番21号402	
大川設備株式会社	大阪府高槻市登町20番B26-307号	
西山管工	大阪府西成区南津守3丁目1番51号	
希竜設備	大阪府岸和田市堺町7番9号303	

（水道局工務部給水課）